

# 公益財団法人 永守財団

## 第10回永守賞 募集要項

モータは私たちの生活になくてはならない存在であり、今やモータが世界で発電される電力量の約55%を消費しているといわれるほど、たくさんのモータが様々な場所で使われています。それゆえ、モータの研究開発は私たちの豊かな生活と地球環境の永続的保全の双方にとって、非常に大きなテーマとなってきています。

今年も、モータに関する技術の研究開発をより活発化するために『第10回永守賞』を募集いたします。

### □ 募集要項

#### 1. 対象分野

モータ、アクチュエータ、発電機及びそれらの制御方法、その応用技術等に関連する技術分野

#### 2. 応募資格

対象分野において、優れた業績をあげた新進・中堅の研究者、または開発者として。

新進・中堅とは、学士号取得後、概ね30年以内を指すものとします。

#### 3. 募集期間

2023年11月1日 から 2024年1月31日 まで

#### 4. 応募形式

##### 1) 推薦形式

学会推薦、または自己推薦とします。

※対象分野の有識者、あるいは、所属学会、所属機関、所属研究室 等の上席者より、推薦書を作成いただいでください。

##### 2) 応募手続

当財団ホームページ「永守賞」より、応募フォーマット(推薦書・履歴書・業績)をダウンロードしてご使用下さい。

◆<https://www.nidec.com/jp/nagamori-f>

※応募フォーマットは、英語または日本語での記入を条件とします。

① 応募書類は、下記の通りです。

1) 当財団指定の応募フォーマット (Word ファイル 全2種)

i. 推薦書 ※所属機関所定のフォーマットの代用可とします。

ii. 履歴書、業績 ※当ファイルは、英語での記入が望ましい。

2) 業績に関する説明資料、関連資料

原則として、英語または日本語での表記を条件とします。英語または日本語以外の言語の資料は、参考資料として対象にならない場合がありますので、ご了承ください。

#### ※資料について、補足

本賞は、特に、モータ、アクチュエータ、発電機関連研究の活発化により、「私たちの豊かな生活」と「地球環境の永続的保全」という大きな課題に取り組み、画期的な研究開発をされた方を表彰します。当該分野での画期的な研究開発であれば形式は問いませんが、論文・特許・技術報告等の書面(共著も可)により、成果が明確になるものに限ります。

#### ② 応募方法

- ① の応募書類すべてを添付し、E-mail にてご応募、およびハードコピー各 1 部を郵送にてご提出ください。2024 年 1 月 31 日の消印有効とします。  
※当財団指定の応募フォーマット(推薦書、履歴書・業績)の Word ファイルについては、画像ファイル等に変換せず、ご提出願います。

◎郵送された時点で E-mail にてご連絡願います。(宛先、mail の件名は、下記の通り)

- ◆E-mail : [n.awards@nidec.com](mailto:n.awards@nidec.com)
- ◆mail の件名 : 【永守賞応募】 ○○ ○○(応募者名)
- ◆電子データ : 応募書類全ての電子ファイルを添付

※提出書類等は、いかなる場合であっても返却できませんのでご了承ください。  
※提出書類等は、永守賞の審査以外の目的に使用されることはありません。

#### 5. 受賞条件

- 1) 2024 年 9 月 8 日に開催予定の表彰式典への出席、および受賞者講演を英語にて実施いただけること、また事務局より依頼の必要書類を提出していただけること  
(受賞者、および同行者の表彰式典出席に関する費用(交通費・宿泊費)は、当財団にて負担)
- 2) 英語、または日本語でコミュニケーションができること  
(国籍、居住地等は問いません)

#### 6. 表彰内容

- ・永守賞受賞者は、6 名程度とします。
  - ・表彰式典で、『永守賞大賞』を発表します。
  - ・副賞は、永守賞大賞は 500 万円、永守賞は 200 万円とします。
- ※上記の重複受賞はありません。

#### 7. 受賞者の審査および決定

当財団の審査委員会で厳正な審査の上、永守賞受賞者が決定されます。  
永守賞審査の経過・内容に関するお問い合わせには、応じかねますのでご遠慮下さい。

#### 8. 審査結果の公表

2024 年 5 月下旬に当財団ホームページに公表し、受賞者に別途通知します。

#### 9. 永守賞の決定取消、中止及び返還

永守賞を受賞した者が、次のいずれかに該当する事実が判明した際は、賞の授与を取り消しもしくは中止し、贈呈した副賞等の返還を求めることがあります。

- 1) 提出書類に、虚偽または事実に反する内容が含まれていたとき

2) その他、永守賞の趣旨に照らしてふさわしくないと理事会、または審査委員会が認めたとき

#### 10. その他

受賞者、およびその業績・受賞者講演会の内容等を当財団ホームページ等に掲載することを予定しています。

#### 11. お問い合わせ先

〒601-8205

京都市南区久世殿城町 338 番地

公益財団法人 永守財団 事務局

TEL 075-935-7731

E-mail n.awards@nidec.com

以上